

山形地方裁判所酒田支部 令和●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件
国側当事者・国
令和6年9月19日認容・確定

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2066万2589円及びうち1437万0585円に対する令和4年8月11日から、うち89万7976円に対する同年9月6日から、うち539万4028円に対する同年10月6日から各支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文と同じ

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、株式会社A（以下「滞納会社」という。）に対し、租税債権を徴収するため滞納会社の被告に対する債権を差し押さえたところ、当該債権が滞納会社からB株式会社（以下「B」という。）に対して譲渡担保に供されていたので、国税徴収法（以下「徴収法」という。）24条4項に基づき、Bの財産に対する差押えとして滞納処分を続行した旨主張して、被告に対し、徴収法67条1項の取立権に基づき、差押対象債権のうち1482万5634円に係る相殺後の残額1437万0585円及びこれに対する弁済期の翌日である令和4年8月11日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金、89万7976円及びこれに対する弁済期の翌日である同年9月6日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金、539万4028円及びこれに対する弁済期の翌日である同年10月6日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めている。

2 原告の主張（請求の原因）

- (1) 滞納会社は、令和4年6月30日、Bとの間で、滞納会社が株式会社Cに対して有する売掛金等債権について代金393万円、滞納会社がJ株式会社に対して有する売掛金等債権について代金1501万円として、Bに売却する債権売買契約を締結した。
- (2) 滞納会社は、同日、Bとの間で、同日以降に締結する債権売買契約においてBが滞納会社から買い取る債権が原始的に不存在であった場合におけるBの滞納会社に対する原状回復請求権等を担保するため、滞納会社が被告に対して令和4年3月1日から同年6月30日まで

記（３）の各売掛金等の債権が対象に含まれる。）をBに譲渡する旨の集合債権譲渡担保契約（以下「本件譲渡担保契約」という。）を締結し、本件譲渡担保契約につき、令和４年７月２９日午後５時０３分、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）４条１項に基づく債権譲渡登記（以下「本件登記」という。）がされた。

（３）滞納会社は、被告に対し、令和４年８月２６日時点で、同年６月２０日から同年７月３１日までに発生した合計２１１１万７６３８円の売掛金等の債権（以下「本件差押債権」という。）を有していた。

なお、本件差押債権の弁済期は、１４８２万５６３４円につき令和４年８月１０日、８９万７９７６円につき同年９月５日、５３９万４０２８円につき同年１０月５日である。

（４）原告は、滞納会社に対し、令和４年８月３１日時点で、別紙租税債権目録記載のとおり、納期限を経過した消費税及び地方消費税の租税債権合計３２７２万９４００円（以下「本件租税債権」という。）を有していた。

（５）原告は、令和４年８月３１日、本件租税債権を徴収するため、徴収法４７条１項及び６２条に基づき、本件差押債権を滞納会社の財産として差し押さえ、被告に対し、同年９月２日、債権差押通知書を送達した。

（６）原告は、令和５年７月１８日、Bに対し、本件租税債権について、徴収法２４条４項に基づき、同条２項の告知をした。

（７）原告は、令和５年７月２０日、被告に対し、徴収法２４条５項に基づき、本件差押えをBの財産に対する差押えとして滞納処分を続行する旨通知した。

（８）滞納会社は、本件差押債権のほかにもみるべき財産を有しておらず、滞納会社の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足していた。

３ 被告の主張（請求の原因に対する認否）

前記２（３）ないし（７）は認める。（１）、（２）及び（８）は知らない。

第３ 当裁判所の判断

１ 前記第２の２（請求の原因）（３）ないし（７）の事実は当事者間に争いがなく、後掲各証拠によれば、同（１）（甲７）及び（２）（甲８）の事実が認められる。

２ 本件租税債権は、令和４年８月３１日時点で合計３２７２万９４００円であった（前記第２の２（４））ところ、滞納会社につき令和４年９月５日破産手続開始決定がされ、令和５年１月６日破産手続廃止決定がされていること（当事者間に争いが無い。）からすれば、滞納会社は、本件差押債権のほかにもみるべき財産を有しておらず、滞納会社の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足していたとの事実（前記第２の２（８））も認められる。

３ 本件租税債権の法定納期限等は遅くとも令和４年２月２８日であり（別紙租税債権目録参照）、本件差押債権も対象となる本件譲渡担保契約が締結されたのは同年６月３０日、これに係る債権譲渡登記がされたのは同年７月２９日である（前記第２の２（２））から、本件租税債権は本件譲渡担保契約に優先する（徴収法２４条８項参照）。

以上によれば、原告は、譲渡担保財産である本件差押債権につき、Bを第二次納税義務者とみなして滞納処分を執行することができる。

４ なお、後掲各証拠によれば、本件差押債権について、滞納会社が、被告に宛てて、①令和４

年7月29日、滞納会社が被告に対して現在及び将来有する一切の債権を、株式会社D、株式会社E及び株式会社Fに対してそれぞれ譲渡した旨の各債権譲渡通知を内容証明郵便で発送したこと（甲15ないし17の1）、②同年8月2日、滞納会社から被告に宛てた同年6月30日付け請求書に基づく売掛債権その他の債権をG株式会社に対して譲渡した旨の債権譲渡通知を内容証明郵便で発送したこと（甲18の1）、③同年8月3日、滞納会社が被告に対して現在及び将来有する一切の債権を株式会社Hに対して譲渡した旨の債権譲渡通知を内容証明郵便で発送したこと（甲19）が認められる（以上によれば、滞納会社は、Bを含め、六重に債権譲渡をしたことになる。）。

本件訴訟に至る経緯及び本件訴訟において被告がB以外の上記5社に対する訴訟告知をしたことに鑑み検討するに、上記各内容証明郵便が被告に到達したのは、本件譲渡担保契約に係る債権譲渡登記がされた令和4年7月29日に後れたものとうかがわれる（同日発送した3通の債権譲渡通知についても、被告に対する到達は翌日以降であると考えられる。）。そうであれば、上記各債権譲渡が仮に存在したとしても、Bには対抗できない（特例法4条1項、民法467条2項）。したがって、上記5社に対する債権譲渡の存在が原告のBの財産に対する滞納処分としての差押え及び取立てに影響を及ぼすものではない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由がある。

山形地方裁判所酒田支部

裁判官 伊藤 健太郎

(別紙)

当事者目録



原告

同代表者法務大臣

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

国

小

豊

佐

女

遊

佐

森

佐

安

森

佐

多

金

石

関

藤

田

加

親

藤

泉

岡

木

佐

藤

伯

倍

谷

藤

田

子

垣

矢

原

中

藤

川

尾

龍

慎

勝

真

晃

幸

加

菜

ひ

亜

拓

晃

司

也

弘

子

郁

希

次

聡

子

菜

誠

希

香

豊

正

る

子

望

己

奈

佑

か

矢

5

10

15

20

25

被告

同代表者代表取締役

Y [Redacted] 株式会社

I [Redacted]

同訴訟代理人弁護士

加藤

栄

以上

別紙 省略